

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、小売段階における生鮮野菜の販売区分（国産有機栽培品、国産特別栽培品及び輸入品をいう。以下同じ。）別の価格動向及び国産標準品との価格の差異を把握し、国内の野菜生産を振興するための各種施策に必要な資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

本調査は、農林水産大臣が委託した民間事業者を通じて実施した。

4 調査の対象及び調査対象者数

調査の対象は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市に所在し、生鮮野菜を取扱っている「百貨店・総合スーパー」、「各種食料品小売業で従業者10人以上」及び「野菜・果実小売業で従業者5人以上」のセルフサービス店を営む事業所でPOSシステムを導入しており、調査対象品目について、いずれかの1品目以上で国産標準品及び国産有機栽培品又は国産特別栽培品を取扱っており、かつ、いずれかの1品目以上で国産標準品及び輸入品を取扱っている事業所とし、無作為抽出により調査対象者116事業所を選定し実施した。

なお、平成28年1月～12月の各月の回収数及び回収率は、次のとおりである。

調査月	調査対象者数（店）	回収数（店）	回収率（%）
1月	116	98	84.5
2月	116	94	81.0
3月	116	97	83.6
4月	116	97	83.6
5月	116	97	83.6
6月	116	97	83.6
7月	116	95	81.9
8月	116	96	82.8
9月	116	95	81.9
10月	116	91	78.4
11月	116	91	78.4
12月	116	91	78.4
計	1,392	1,139	81.8

5 調査期間

平成28年1月～12月の1年間を調査期間とし、調査は毎月12日を含む週（調査対象週）の木曜日（当日が調査対象者の定休日である場合は金曜日）に実施した。

ただし、特定の調査対象品目について、調査対象日に特売が行われた場合は、調査対象週のうち、調査対象者が平常の価格で販売する日のいずれか1日を調査対象日とした。

6 調査事項

- (1) 次表の生鮮野菜23品目について、販売区分別の品目について販売があった場合、その1キログラム当たりの販売価格（消費税を含む。以下同じ。）
- (2) (1)で該当があった品目について、国産標準品も販売があった場合、その1キログラム当たりの販売価格

品 目	販売区分			国 産 標 準 品	備 考
	国産有機 栽 培 品	国産特別 栽 培 品	輸 入 品		
だいこん	○	○	－	○	ラディッシュを除く。
にんじん	○	○	○	○	金時にんじん、ミニキャロットを除く。
ごぼう	○	○	○	○	
はくさい	－	○	－	○	結球はくさい
みずな	○	○	－	○	
こまつな	○	○	－	○	
キャベツ	○	○	－	○	芽キャベツを除く。
ほうれんそう	○	○	－	○	
ねぎ	○	○	○	○	白ねぎ
ブロッコリー	－	－	○	○	
レタス	－	○	－	○	結球レタス
きゅうり	○	○	－	○	
かぼちゃ	－	○	○	○	ズッキーニを除く。
なす	○	○	－	○	長なすを含む。
トマト	○	○	－	○	ミニトマトを除く。
ミニトマト	○	○	○	○	トマトを除く。プチトマトを含む。
ピーマン	○	○	－	○	緑のもの
ばれいしょ	○	○	－	○	
さといも	－	○	○	○	八頭を除く。
たまねぎ	○	○	○	○	葉たまねぎを除く。
にんにく	－	○	○	○	茎、葉を除く。
しょうが	－	○	○	○	根しょうが
生しいたけ	－	－	○	○	

注：「○」は調査対象項目を示す。

7 調査方法

調査は、次のいずれかの方法により実施した。

- (1) 民間事業者が調査対象者に調査票を配布し、調査対象者が記入した調査票を回収する自計調査の方法
- (2) 調査対象者が作成した調査票データをオンラインにより民間事業者が収集する自計調査の方法

8 集計方法

(1) 価格

品目別・販売区分別に販売実績のあった価格の合計を販売実績のあった調査対象者数で除して算出した。

(2) 店舗数

品目別・販売区分別に販売実績のあった調査対象者数である。

9 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

10 用語の解説

(1) 国産有機栽培品

「農林物資の規格化等に関する法律」（JAS法）に基づく登録認定機関の認定を受けた生産農家等が、「有機農産物の日本農林規格」に準じて生産し、有機JASマークを貼付した国内産の商品をいう。具体的には、堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、原則として化学的肥料及び農薬は使用しないこと、また、遺伝子組換え種苗は使用しないこと等により栽培されたものである。

(2) 国産特別栽培品

農林水産省で示している「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」に基づき表示されている商品及び各都道府県において定められている特別栽培農産物の認証制度により認証された国内産の商品をいう。具体的には、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培されたものである。

なお、上記以外でも、特別な栽培方法等により通常のものに比べて品質等の価値を付して販売されている商品はこれに含めている。

(3) 輸入品

外国から輸入された生鮮野菜をいう。

なお、数か国からの輸入品が販売されていた場合には、最も販売数量の多いものとした。

(4) 国産標準品

国内で生産された生鮮野菜のうち、品質、栽培方法等について消費者に特段の差

別化を図らず販売されている商品をいう。

(5) 並列販売店舗

同じ品目について、国産有機栽培品、国産特別栽培品又は輸入品のいずれかを国産標準品と同時に販売している店舗をいう。

11 利用上の注意

- (1) 本調査は、平成25年まで実施していた「生鮮食料品価格・販売動向調査」から、調査対象、調査対象者数、調査対象品目、調査事項等について一部変更を行った。
- (2) 統計表「1 全国の主要都市の並列販売店舗における生鮮野菜の品目別価格及び価格比」中の比率については、原数の値により算出しているため、表上の数値で計算した値と一致しない場合がある。
- (3) 統計表中に用いた記号は、次のとおりである。
 - 「－」： 事実のないもの
 - 「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの（該当店舗数が1店舗で公表しないものを含む。）
 - 「nc」： 計算不能
- (4) 統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「生鮮野菜価格動向調査」（農林水産省）による旨を記載してください。
- (5) 本統計のデータは、農林水産省ホームページの「統計情報」から御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果の分野別分類は「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」、品目別分類は「野菜（市場・流通）」に分類しています。

12 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 価格・消費動向班

電 話：(代表) 03 - 3502 - 8111 内線3718

(直通) 03 - 6744 - 2049

F A X：03 - 3502 - 3634

生鮮野菜価格動向調査は、平成28年調査をもって廃止となります。